

京都市告示第651号

道路法第33条第2項第3号の規定に基づき、利便増進誘導区域を指定するので、同条第4項の規定により次のとおり告示します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年2月15日

京都市長 門川大作

1 利便増進誘導区域の指定日

令和5年3月1日

2 道路の種類及び路線名

一般市道蛸薬師通

(主要府道下鴨京都停車場線から一般市道新京極通までの区間)

3 利便増進誘導区域として指定する場所

別紙参照

4 利便増進誘導区域として指定する時間

道路交通法で定める「歩行者用道路」として規制している交通規制実施時間内（午後1時から午前5時まで）とする。

5 図面縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局道路河川管理課

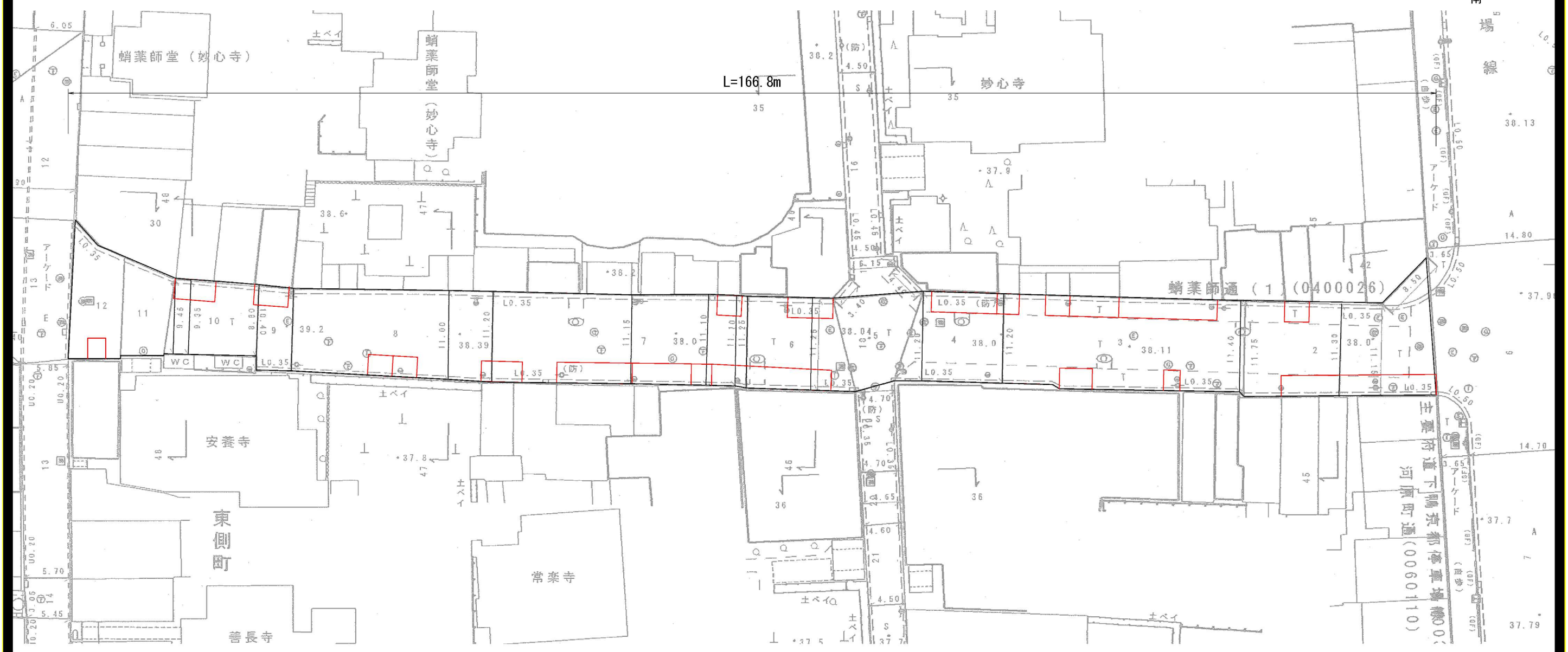
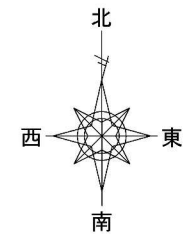
6 縦覧期間及び時間

令和5年2月15日から同年3月17日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

S=1:500

利便増進誘導区域として指定する場所



利便増進誘導区域として指定する場所